

第1章

計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の性格

第3節 計画の期間

< 計画の全体像及び施策の体系 >

第1節 計画策定の趣旨

本県は、平成18年改正の教育基本法に基づき、既存の4つの基本計画*1を、平成21年に「宮崎県教育振興基本計画」と位置付け、宮崎県教育基本方針の具現化を目指して、各計画に示した施策の推進を図ってきました。

その後、4つの基本計画を統合し、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする「第二次宮崎県教育振興基本計画」（以下「二次計画」という。）を、平成23年に策定しました。さらに、4年後の平成27年には、その間の社会情勢の変化や県総合計画の改定等を踏まえて、二次計画の改定を行い、本県教育の振興を図るための施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、二次計画の推進にあたっては、施策推進のための管理指標を定め、毎年、各施策の進捗状況等の「点検・評価」*2を行って、取組の工夫・改善に努め、平成28年度（平成27年度実績）からは、「点検・評価」の方法・内容を大幅に見直して、客観的な根拠を重視した施策推進の充実にも取り組んできました。

この結果、地域課題解決に参画する意識・態度の育成やキャリア教育・職業教育の推進、学校における安全・安心の確保と防災教育等の推進、家庭や地域の教育力の向上、文化の振興などの各分野では一定の成果が現れてきました。その一方、確かな学力の育成や開かれた学校づくり、スポーツの振興などの分野では課題も見られ、更なる取組の充実が求められています。

現在、本県は、全国平均より早いスピードで高齢化や人口減少が進行しており、若年層における人口減少は、より一層厳しい状況にあります。また、近い将来、人生100年時代や超スマート社会（Society5.0）*3の到来が予想される中、グローバル化*4や技術革新の進展などに伴う現代社会の変化は急激で、将来を予測することが困難な時代でもあります。さらに、子どもたちを取り巻く環境は、近年大きく変化しており、これに伴う課題も数多く出てきています。

このような状況から、これからの社会や経済を担い、産業や地域の暮らしを支える人材の不足が深刻に懸念されており、持続可能な社会の実現に向けた「人づくり」の推進が強く求められています。社会の変化に伴って必要となる資質・能力の育成をどのように行うのか、長い人生をより豊かに生きるため、生涯にわたる学びや文化・スポーツ活動はどうあるべきか、そして、未来を担う子どもたちへの教育はどうあるべきかなど、「教育」への期待とその重要性が、より一層高まっています。

さらに、本県においては、来年の国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭や7年後の第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の開催などに向けた各種の

*1 学校教育、スポーツ、生涯学習、就学前教育の4分野を主な対象とする次の4つの基本計画。

- 宮崎の教育創造プラン（平成15年策定）
- 宮崎県スポーツ振興基本計画（平成15年策定）
- 宮崎県生涯学習振興ビジョン（平成20年策定）
- 宮崎の就学前教育すくすくプラン（平成18年策定）

*2 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定により、各教育委員会は、「毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い」報告書を作成し、公表することとされている。

*3 ①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く新たな社会を指し、第5期科学技術基本計画で、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。そこで実現される社会は、I o T（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有されて新たな価値が生み出され、人工知能（AI）やロボットなどの技術により、少子高齢化や地方の過疎、貧富の格差など、様々な課題や困難が克服されるとされている。

*4 政治、経済、文化、スポーツ、環境・エネルギー等、様々な分野での活動や課題解決の取組が地球的規模で行われるようになること。

取組の充実も求められています。

こうした中、国は、平成30年6月、新たに「第3期教育振興基本計画」*5を策定し、県においても、令和元年以降の県政を見据え、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」の改定を行いました。

このようなことから、「第二次宮崎県教育振興基本計画」の終期（平成32年度）を繰り上げ、新たに「宮崎県教育振興基本計画（令和元年）」を策定することにしたところです。

なお、本計画の策定にあたっては、児童生徒や保護者、地域住民等を対象とした「みやざきの教育に関する調査」を実施して、現状の把握に努めるとともに、様々な分野の有識者等で構成する宮崎県教育振興基本計画策定懇話会の開催、市町村教育委員会や高校生、学校関係者、社会教育関係者等との意見交換を行い、パブリックコメントを実施して、広く県民の声を集め、その期待に応えられるように努めました。

第2節 計画の性格

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づいて策定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。

また、宮崎県総合計画「長期ビジョン」において示された「分野別施策」の3分野「人づくり」「暮らしづくり」「産業づくり」のうち、「人づくり」に係る部門別計画として位置付けます。

第3節 計画の期間

これまでの計画では、期間を10年間としていましたが、社会の変化が急速で激しい中、10年後の将来を見通して、実効性のある効果的な長期計画を立てることは難しい状況にあります。また、国の教育振興基本計画は期間を5年間としており、県総合計画は4年ごとに改定しています。

これらを踏まえ、上記の国及び県の計画との連動をより重視していく観点から、本計画の期間を4年間に変更することとします。

本計画の期間は、令和元年度から令和4年度までの4年間とします。

*5 国の第3期教育振興基本計画は、平成30年度から令和4年度までの5年間の計画。2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項や基本的な方針等を示すとともに、今後5年間の教育政策の目標と施策群を示している。

参 考

■ 教育基本法（平成18年12月施行）における教育振興基本計画に関する規定

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

■ 宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」

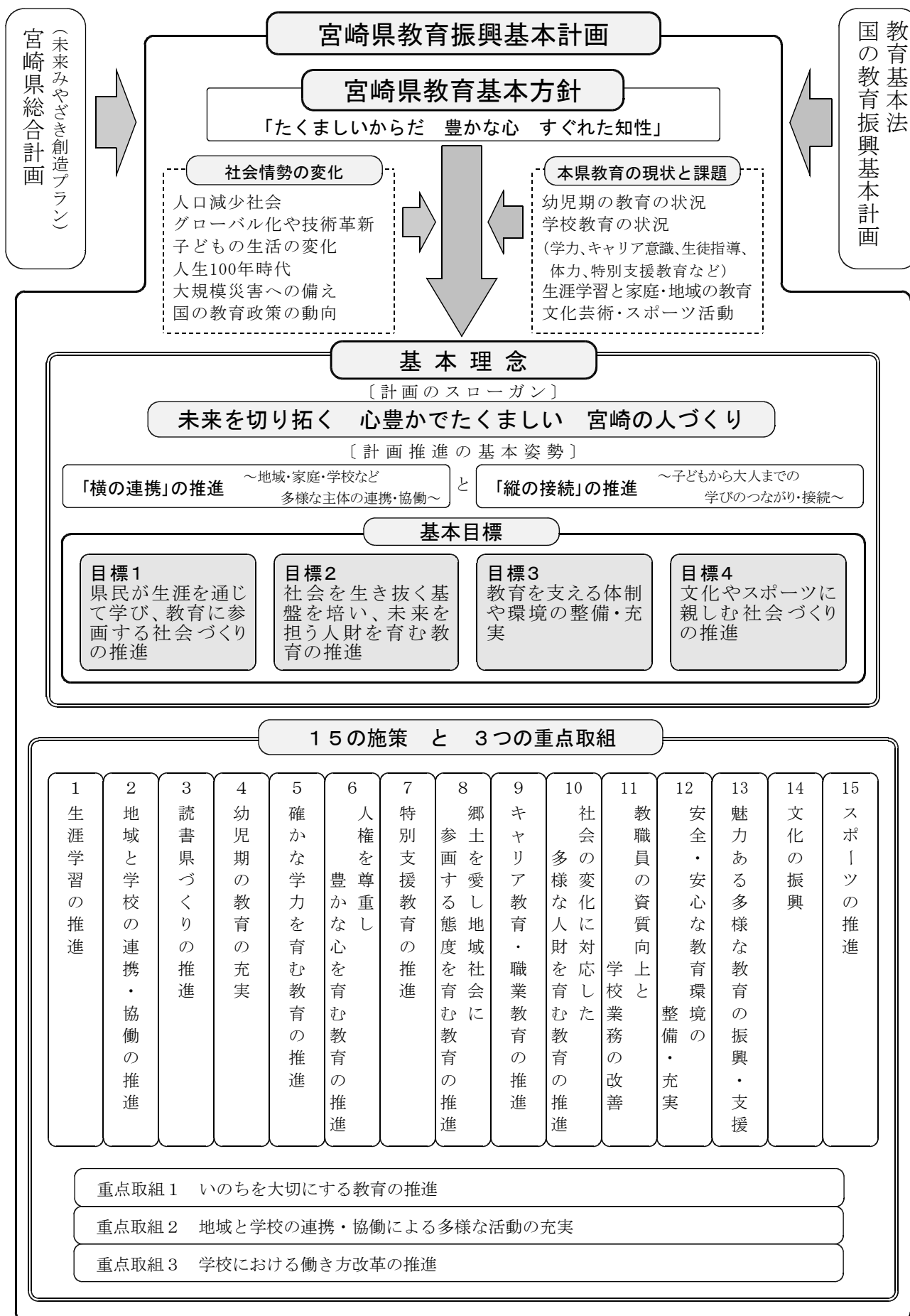
現在の宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」は、県政運営の指針として平成23年に策定され、「長期ビジョン」と「アクションプラン」で構成されています。

「長期ビジョン」では、令和12年（2030年）に本県が目指す将来像を描くとともに、長期的視点から重要課題に対応するための「長期戦略」や各施策の基本的方向性を明らかにする「分野別施策」を示しています。

「アクションプラン」では、長期ビジョンで示した基本目標「未来を築く新しい『ゆたかさ』への挑戦」や長期戦略等を踏まえ、令和元年度から令和4年度までの4年間に優先的に取り組む施策の内容や数値目標を示しています。

なお、長期ビジョンにおける「分野別施策」では、「人づくり」「くらしづくり」「産業づくり」の3つの分野ごとに、将来像や県が推進する施策の方向性を体系化して示しています。

< 計画の全体像 >



< 施策の体系 >

基本目標

※30～33ページに掲載

目標1	県民が生涯を通じて学び、教育に参画する社会づくりの推進
目標2	社会を生き抜く基盤を培い、未来を担う人財を育む教育の推進
目標3	教育を支える体制や環境の整備・充実
目標4	文化やスポーツに親しむ社会づくりの推進

施策

※36～93ページに掲載

[施策]

[項目]

1	生涯学習の推進	①生涯学習推進体制の充実 ②社会教育の充実 ③家庭教育の充実
2	地域と学校の連携・協働の推進	①学校を核とした地域づくりの推進 ②地域とともにある学校づくりの推進 ③教育に関する県民意識の醸成
3	読書県づくりの推進	①学校における読書活動の推進 ②家庭・地域における読書活動の推進 ③読書県づくりの推進体制の充実
4	幼児期の教育の充実	①教育・保育内容の充実・支援 ②子育て支援体制の充実 ③小学校教育との円滑な接続の推進
5	確かな学力を育む教育の推進	①小・中学校の学力向上 ②高等学校の学力向上 ③教員の授業改善
6	人権を尊重し豊かな心を育む教育の推進	①人権教育の推進 ②道徳教育の推進 ③体験活動の充実 ④文化芸術活動の充実
7	特別支援教育の推進	①多様なニーズに対応した支援体制の充実 ②特別支援教育に関する専門性向上 ③自立支援・就労支援の充実
8	郷土を愛し地域社会に参画する態度を育む教育の推進	①学校における「ふるさと学習」の充実 ②地域課題解決に参画する態度を育む教育の推進 ③地域における「ふるさとに学ぶ活動」の推進

- 9 キャリア教育・職業教育の推進
 - ①縦の連携を重視したキャリア教育の推進
 - ②地域と連携したキャリア教育の推進
 - ③産業や医療・福祉を担う人材の育成
 - ④高校生の就職支援の充実

- 10 社会の変化に対応した多様な人財を育む教育の推進
 - ①グローバル化に対応した教育の推進
 - ②科学技術教育の推進
 - ③教育の情報化の推進
 - ④環境教育の推進

- 11 教職員の資質向上と学校業務の改善
 - ①優れた人材の確保
 - ②専門性や社会性の向上のための研修の充実
 - ③学校の機能を高めるための学校業務の改善

- 12 安全・安心な教育環境の整備・充実
 - ①学校安全体制の整備
 - ②安全・安心な学校施設の整備
 - ③実践的な防災教育等の推進
 - ④いじめ及び不登校・高等学校等中途退学の防止

- 13 魅力ある多様な教育の振興・支援
 - ①公立小・中学校の教育環境の充実
 - ②県立学校の教育環境の充実
 - ③学校種間の連携・接続の推進
 - ④修学支援の充実
 - ⑤私立学校の振興
 - ⑥高等教育環境の充実

- 14 文化の振興
 - ①県民だれもが文化に親しむ機会の充実
 - ②文化活動を支え育む環境の整備
 - ③文化資源の保存・継承
 - ④特色ある文化資源の活用
 - ⑤全国的文化イベントの開催を契機とした文化力の向上

- 15 スポーツの推進
 - ①スポーツ参画人口の拡大
 - ②アスリートの育成
 - ③学校体育の推進
 - ④障がい者スポーツの推進
 - ⑤スポーツによる地域活性化

重点取組

※94～99ページに掲載

- 1 いのちを大切にす教育の推進
- 2 地域と学校の連携・協働による多様な活動の充実
- 3 学校における働き方改革の推進

重点取組は、今回の計画で新たに設けるものです。様々な施策と関連し、横断的に取り組むべきもののうち、特に今後の4年間で重点的に推進する必要があるものを「重点取組」と位置付け、各施策の内容から関連するものを取り出し再構成して、1つのパッケージとして示します。

